

湯沢市立地適正化計画

概要版



平成 30 年 3 月 策定
令和 7 年 2 月 改訂

湯 沢 市

1. 立地適正化計画について

1) 立地適正化計画策定の目的と改訂の背景

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき策定する計画で、持続可能な都市形成の観点から、居住や医療・福祉・商業などの機能の適正な立地を推進する計画です。

全国の地方都市では、住宅や商業施設などの郊外立地による低密度な市街地の拡大や人口密度の低下が進む中で、このまま人口減少が進めば、日常生活を支える都市機能の撤退やサービス効率の低下などにより、これまでの日常生活を維持し続けることが困難となることが危惧されています。

本市でも、市街地の拡散と低密度化の進行、人口減少と高齢化の急速な進展に対応し、持続可能な都市の形成を推進することを目的とし2018（平成30）年3月に湯沢市立地適正化計画を策定しました。

計画の策定から5年が経過し、計画の達成状況についての評価や社会情勢の変化による将来のまちづくりへの対応を図るとともに、立地適正化計画に「防災指針」を追加し、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進するため、本計画の改訂を行うこととしました。

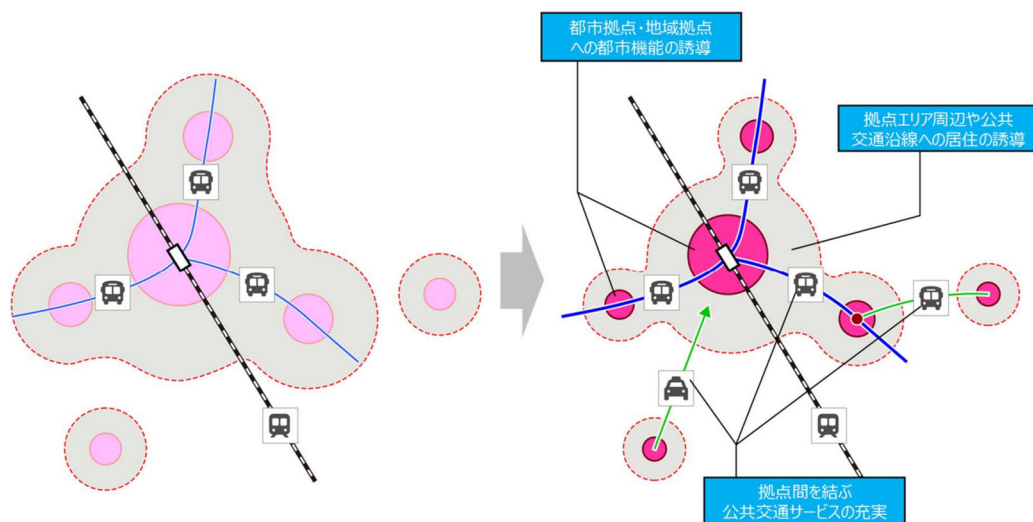


図1 コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

2) 立地適正化計画の位置付け

『湯沢市立地適正化計画』は、『湯沢市都市計画マスタープラン』の一部とみなされる計画であり、上位計画である『湯沢市総合振興計画』や『湯沢都市計画区域マスタープラン』に即し、都市計画以外の分野の計画と連携しながら運用します。

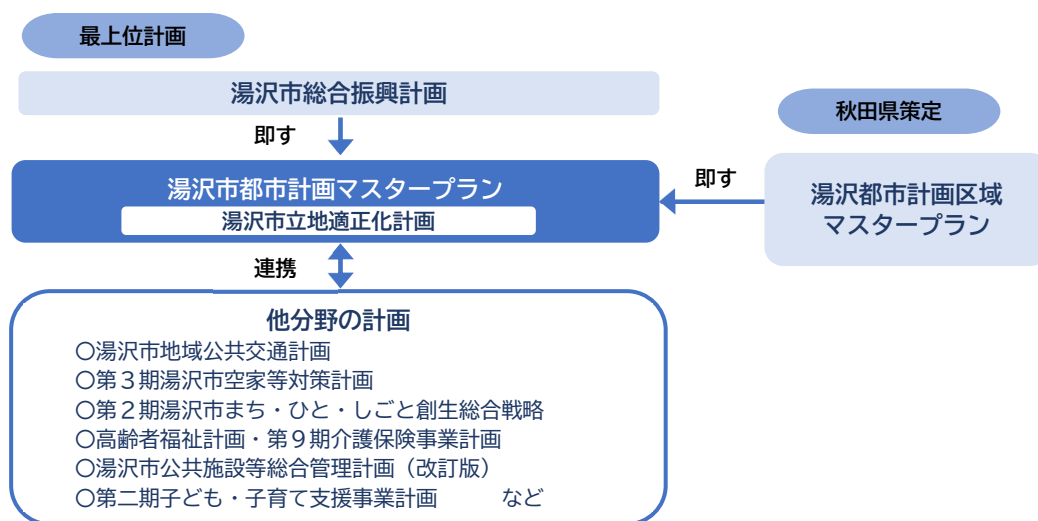


図2 立地適正化計画の位置づけ

3) 目標年次

目標年次：2038 年度（策定より概ね 20 年後）

上位計画である『湯沢市総合振興計画』の改訂や社会情勢の変化等を踏まえながら、概ね5年ごとに計画の達成状況について評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行いながら計画を運用します。

4) 計画対象範囲

対象範囲：湯沢地域の一部に指定されている「湯沢都市計画区域」(7,780ha)

都市再生特別措置法により、「都市計画区域」内を対象に策定することとされており、本市に指定されている「湯沢都市計画区域」の全域を対象とします。

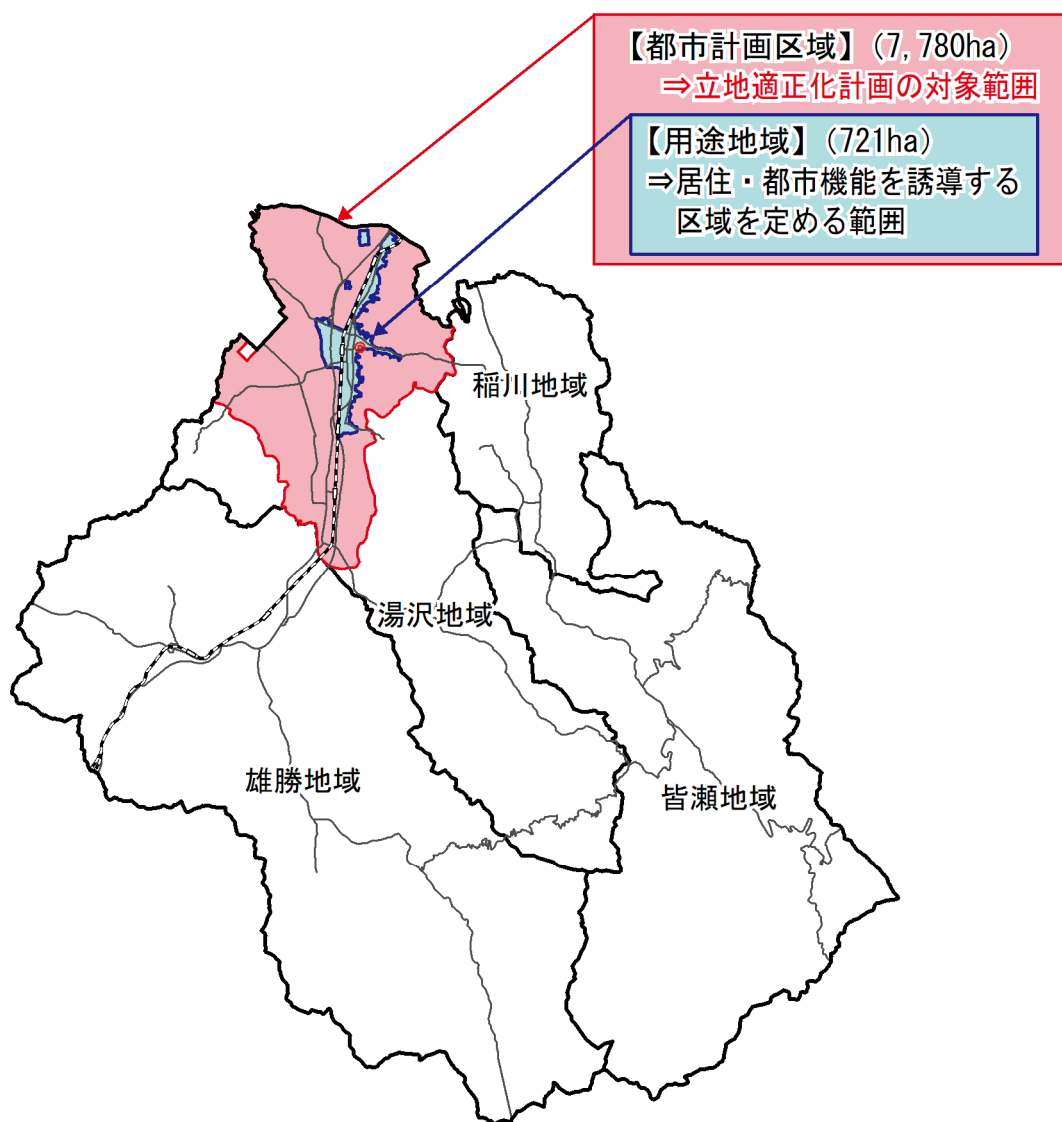


図3 計画対象範囲図

2. 湯沢市の現状と課題

1) 現況と将来動向

- 今後の人口減少及び高齢化のさらなる進行が想定されています。
- 特に市街地では人口密度の低下や高齢化率の上昇が想定されています。
- 市街地周辺には、商業施設や医療施設・子育て支援施設などが集積するとともに、市内外の各地域を連絡するバス路線や鉄道駅が立地しています。
- 湯沢駅の東側で空き家が多くなっているとともに、新築動向は湯沢駅周辺の市街地に比べ、その外側で多くみられます。

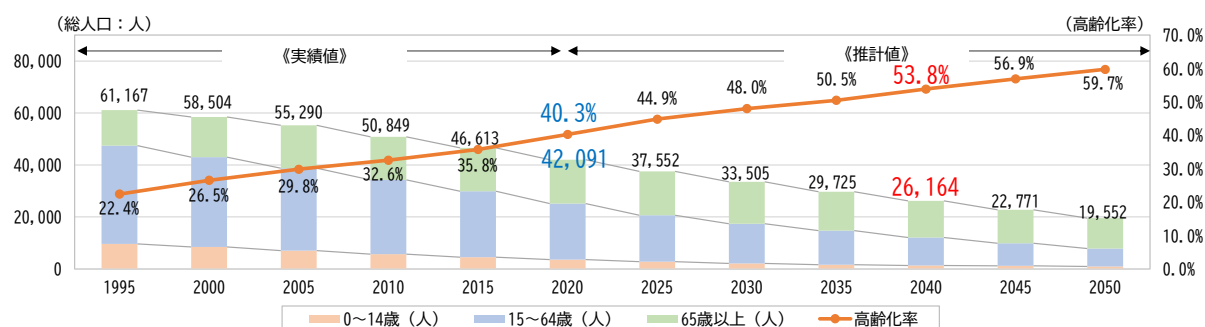


図4 人口・高齢化率の推移 (1995-2050)

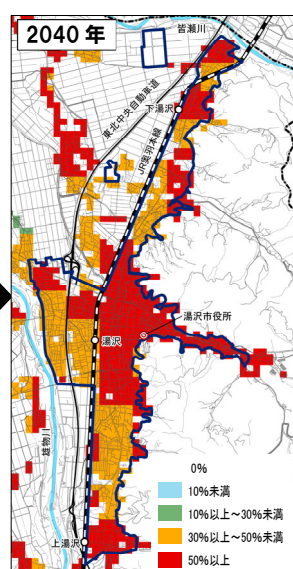
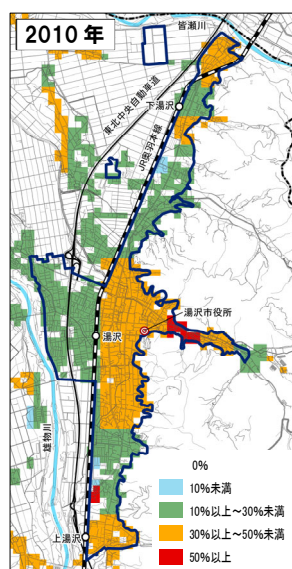
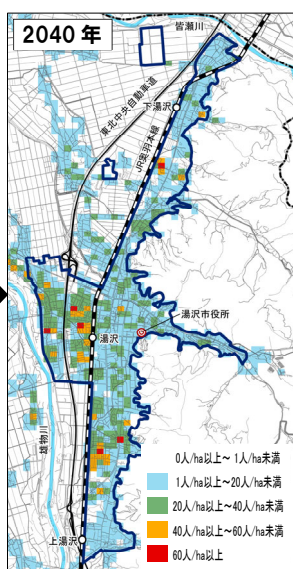
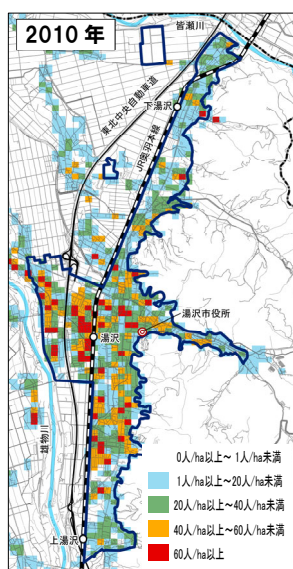


図5 市街地の人口集積の低下 (100mメッシュ)

図6 市街地の高齢化の進行 (100mメッシュ)

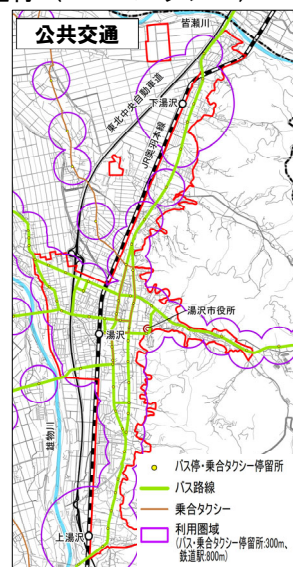
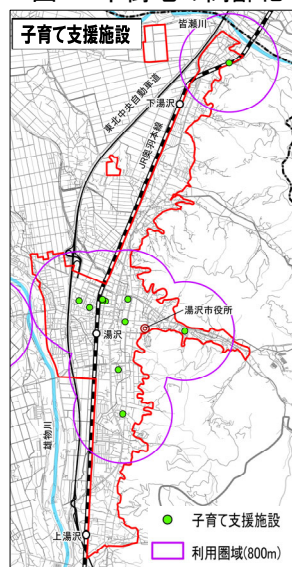
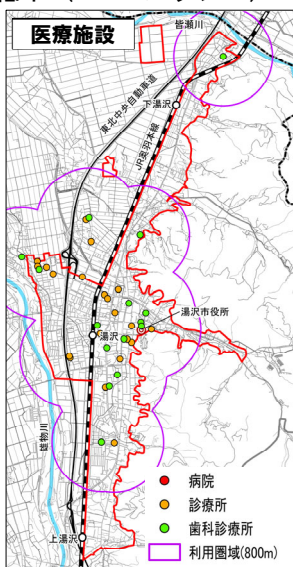
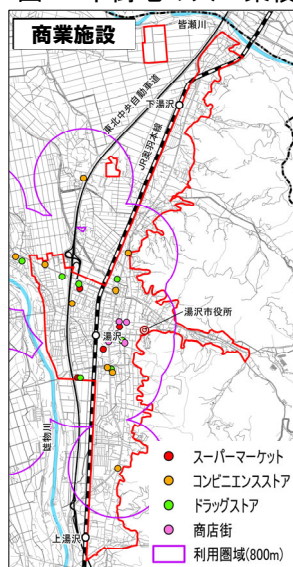


図7 市街地に集積する生活便利施設と市街地をカバーする利用圏域

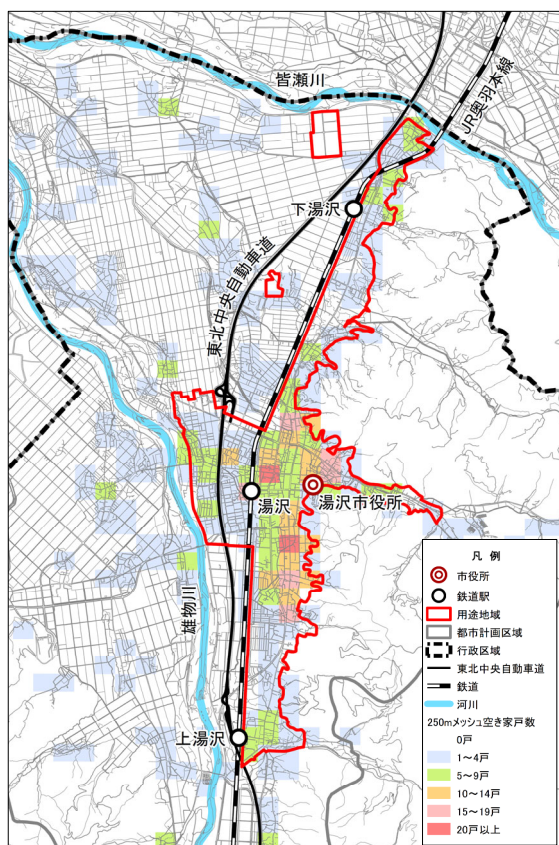


図8 空家分布状況（令和4年）

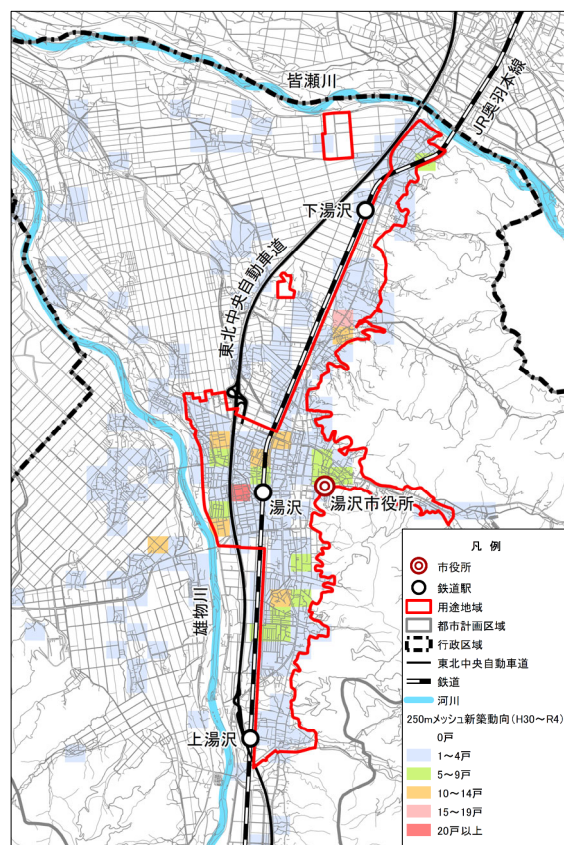


図9 新築動向（平成30年～令和4年）

2) まちづくりにおける課題

市街地の多様な機能の維持

○今後の急速な人口減少により、市街地周辺も人口密度の低下が想定され、市街地の多様な機能の維持が困難となるおそれがあることから、生活に必要なサービスを提供し続けられる都市の形成に向けて、市街地にある多様な機能を維持することが必要です。

人口密度の低下の抑制

○市街地の持続可能なサービスを確保するため、人口密度の低下の抑制に向けて、市街地への居住誘導、空き家の適正管理や有効活用のさらなる促進が必要です。

公共交通サービスの維持

○市内の各地域において、誰もが住み続けられる環境を形成するため、市街地中心に集積する都市機能を連絡する公共交通サービスを維持・確保することが求められます。

災害に強いまちづくりへの対応

○市街地周辺を中心に存在する土砂災害や洪水等による災害リスクを踏まえ、リスクの回避・低減のための方針や対策の検討による、災害に強い安全・安心なまちづくりの実現が求められます。

公的サービスの水準の維持

○自主財源の確保を図りながら、生活に必要な市民サービスを安定的に提供し続けられるように、持続可能な財政運営が必要です。

3. 立地の適正化に関する基本的な方針

1) まちづくりの方針と誘導方針

今後想定される、急速な人口減少、高齢化、少子化の進展に向き合ったうえで、多様な機能が集積する地域を中心としたコンパクトにまとまった地域づくりとその地域を市内の誰もが利用可能とする持続可能なネットワーク形成を進め、本市の各地域における生活や固有文化の継承を可能とする都市づくりを進めます。

人口が減少する中であっても
市街地の多様な機能を守り・活かすことで
湯沢市全域の生活・文化を支えるまちづくりを展開

①市街地の多様な機能を守る

ライフステージや地域特性に着目した居住誘導により、生活利便施設の立地を支える人口密度を維持し、必要な市街地の機能を守ります

- ・誘導する地域の状況に応じ、住み替えニーズが高い「結婚・子育て期」や「退職期（高齢者）」を対象に、居住誘導を図ります。
- ・また、徒歩圏内に様々な機能が集積し利便性が高い地域に、高齢者等の自家用車が利用できない方々の居住誘導を図ります。
- ・災害に強いまちづくりを目指し、災害リスクの回避・低減を図ります。

既存施設の機能を持続可能な形で再配置し、必要な市街地の機能を守ります

- ・必要な機能を持続可能な形で維持するために、老朽化が進む公共施設の集約化を進めるとともに、誰もが利用しやすい区域への立地誘導を図ります。

②市街地の多様な機能を活かす

既存の施設を集約・再配置し、持続的な機能の維持を図りながら、新たな交流を創出します

- ・市街地の医療施設や子育て支援施設などの利用者が、他の機能を利用しやすくするため、既存施設の集約化を促し、誰もが利用しやすい区域への立地誘導を図ります。
- ・新たな交流や活力を創出し市街地の魅力を高めるため、来街者や学生・生徒などが集まる空間を形成し、誰もが利用しやすい区域への立地誘導を図ります。

市内各地域と連絡する公共交通の維持を図ることにより、市街地の機能を活かし守ります

- ・公共交通が利用可能な範囲への居住誘導や様々な機能を誘導することにより、公共交通の潜在的利用者の確保を図ります。
- ・公共交通の利便性向上に向けた取り組みにより、利用率を高め、公共交通利用者の確保を図ります。

2) 計画対象区域の将来都市構造

- 中央拠点は、湯沢地域の日常生活を支えるとともに、稲川・雄勝・皆瀬の各地域に不足する機能を補完する機能を維持するため、地域特性に応じた形で居住を誘導し、人口密度の低下抑制を図ります。
- 必要な機能を持続可能な形で維持するため、公共交通の交通利便性が高いエリアに既存施設の集約・統廃合・再配置を促進します。
- 市街地の南西に位置する広域医療福祉拠点は、中央拠点との公共交通による連絡を確保し、誰もが利用できる環境を形成します。
- 中央拠点周辺の住宅地や農村集落は、自家用車を利用した生活を基本としつつ、公共交通を利用し、中央拠点の機能を利用できる環境を維持します。

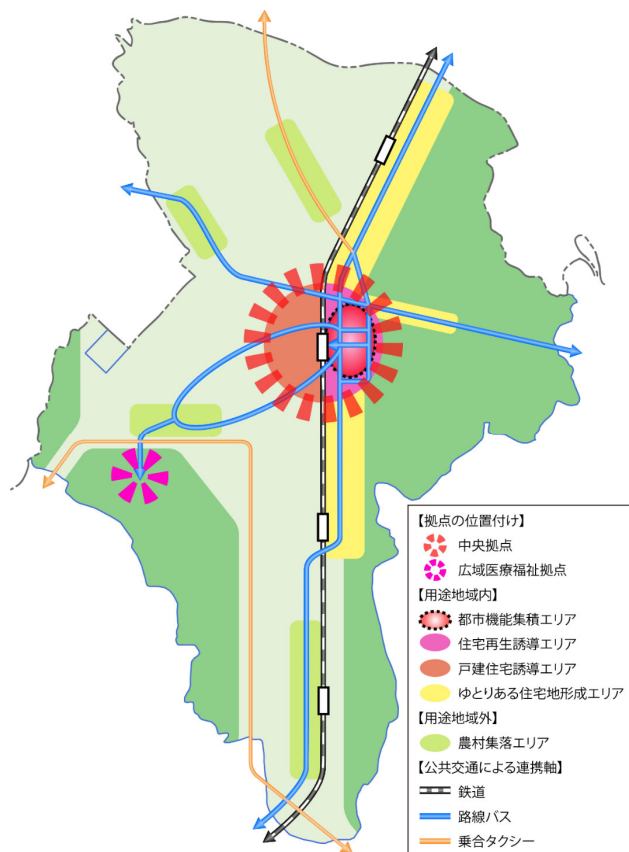


図10 計画対象区域（都市計画区域）の将来都市構造

【各エリアの将来イメージ】

都市機能集積エリア	
商業・金融・医療福祉・子育て・教育文化など、市民生活に必要な機能が集まって立地し、市内各地域から公共交通を使って利用が可能なエリアで、周辺への居住誘導や機能の集約・再配置などにより利便性を高めながら、市民生活に必要な機能を継続的に維持するエリア	
住宅再生誘導エリア	
都市機能集積エリア内及び周辺部に位置し、徒歩や公共交通により様々な機能が利用でき、自家用車を利用できない世帯でも生活が可能なエリアで、既存住宅の建替えやリフォーム、空き家の利活用などを中心に住宅を確保し、居住を誘導するエリア	
戸建住宅誘導エリア	
都市機能集積エリアの隣接部に位置し、徒歩や公共交通により様々な機能が利用可能であるとともに、自家用車を利用した生活も行いやすく、戸建住宅を中心に住宅を確保し、居住を誘導するエリア	
ゆとりある住宅地形成エリア	
中央拠点外の用途地域内に位置し、自家用車利用を中心とした生活を基本としながら、必要に応じ公共交通を使って、中央拠点の機能を利用することが可能なエリアで、多世代世帯や子育て世帯など、比較的ゆとりのある居住空間を求める世帯も居住が可能なエリア	
農村集落エリア	
用途地域外に位置し、自家用車利用を中心とした生活を基本としながら、必要に応じ、公共交通を使って、中央拠点の機能を利用することが可能なエリアで、周辺の農業環境の保全と調和を図りながら、世帯の分離や移住などにより地域コミュニティを維持し続けるエリア	

4. 居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定について

1) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、一定の人口密度を確保するエリアとして、「①多様な都市機能が使いやすい区域」で「②人口集積がみられる区域」を対象とし設定します。そのうえで、対象者として誘導を図る結婚・子育て期や退職期（高齢者）に応じた「③住宅の立地が可能な区域」として低未利用土地の分布状況や「④用途地域の指定状況との整合性確認」等を勘案し設定します。

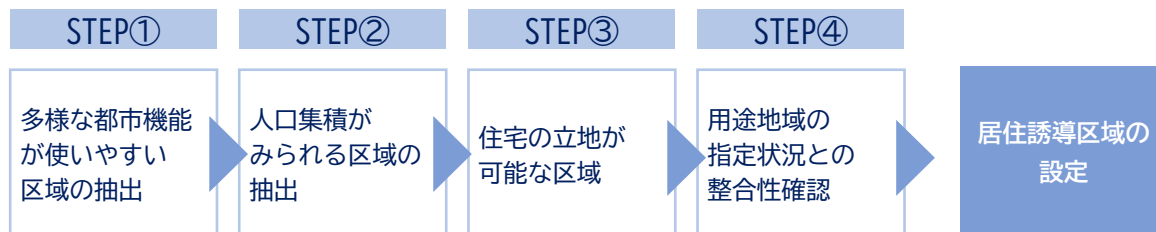


図 1 1 居住誘導区域の設定フロー

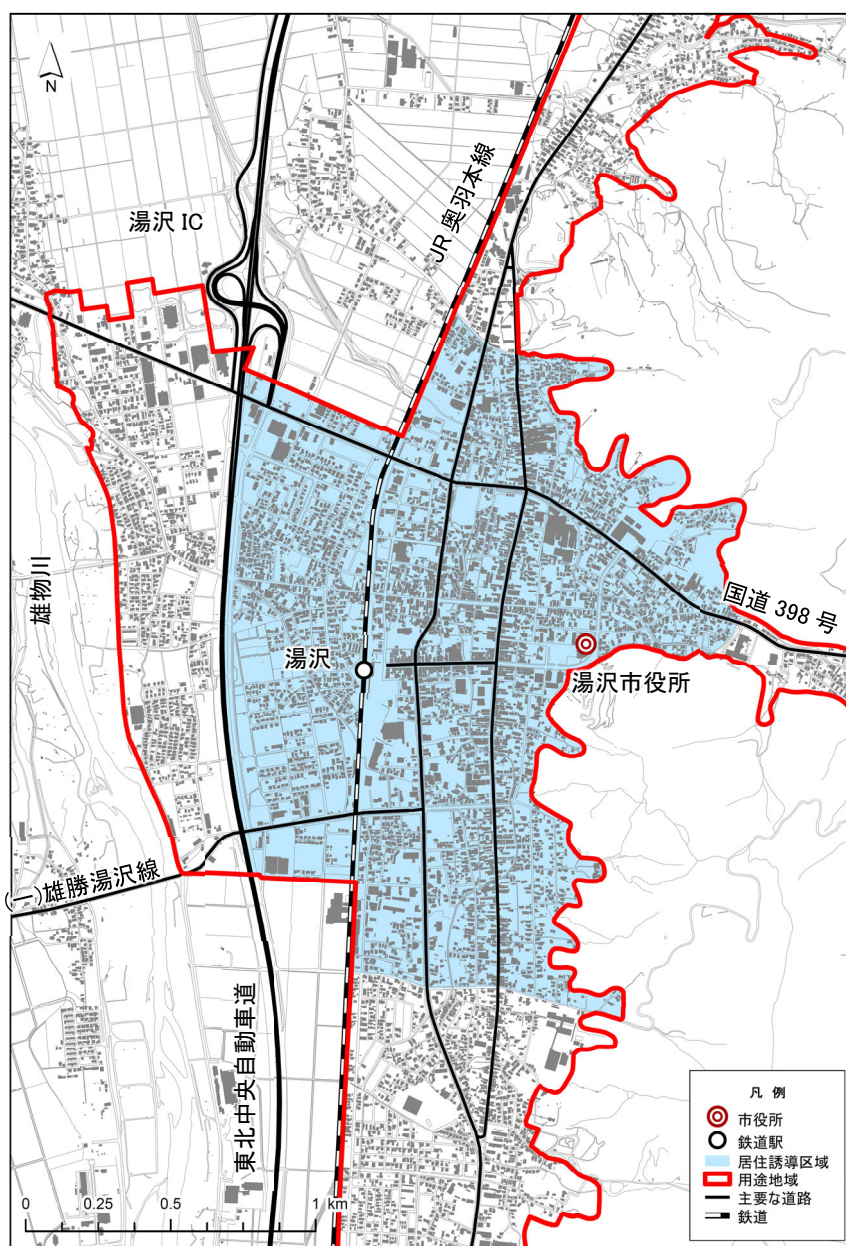


図 1 2 居住誘導区域図

2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、湯沢駅を中央拠点において、「①市民の誰もが利用しやすい区域」で、「②既に都市機能が集積している区域」を対象としたうえで、土地利用計画との整合を図るため、「③用途地域の指定状況との整合性確認」等を勘案し設定します。

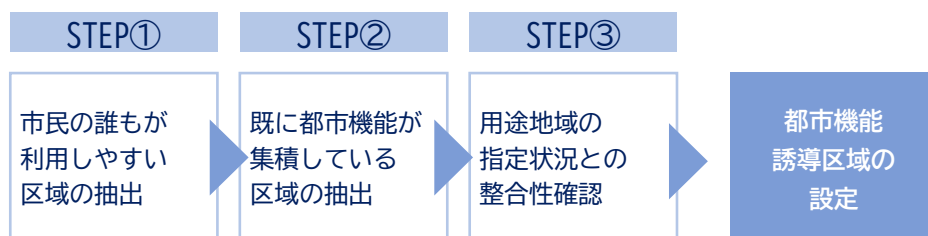


図 1 3 都市機能誘導区域の設定フロー

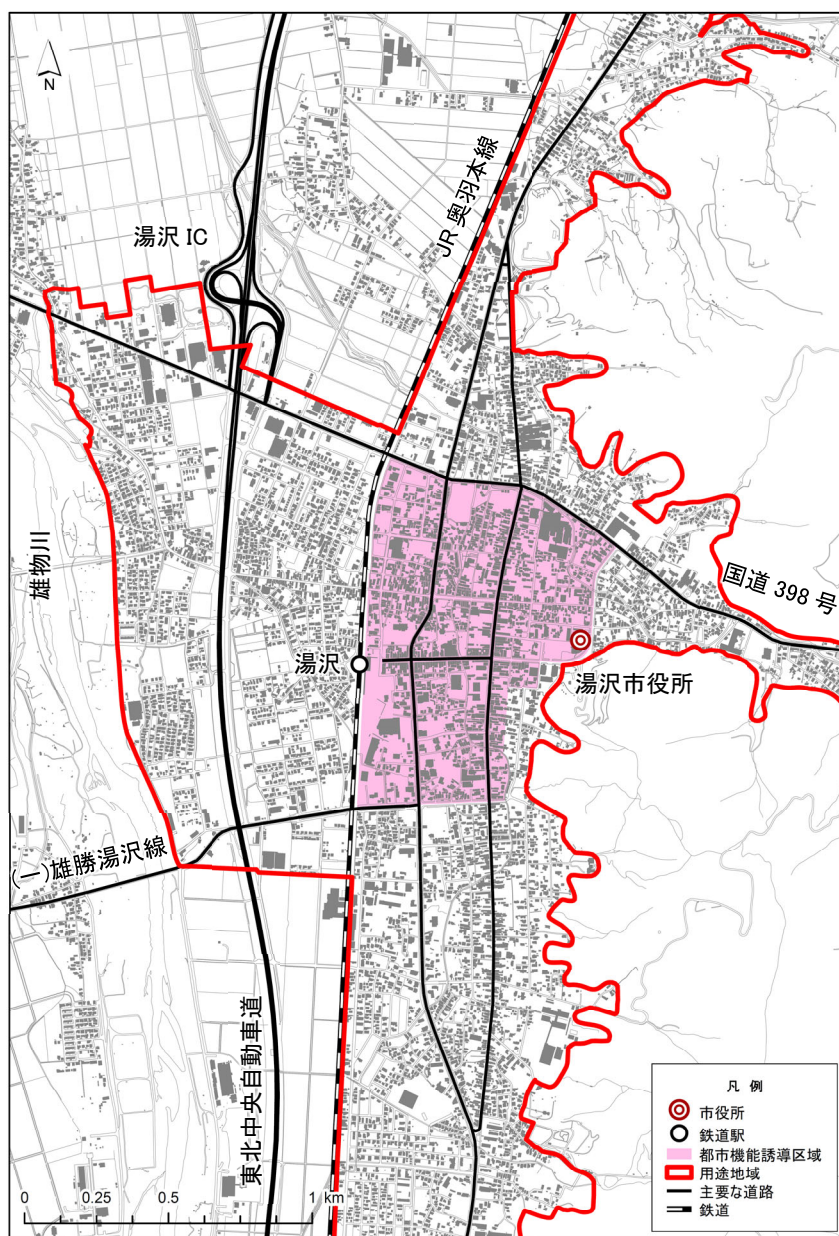


図 1 4 都市機能誘導区域図

3) 誘導区域から除外する区域

居住誘導区域及び都市機能誘導区域のうち、災害リスクの高い以下の区域については、誘導区域から除外するものとし、将来、新たに区域指定等を受けた場合についても除外するものとします。

【誘導区域から除外する区域】

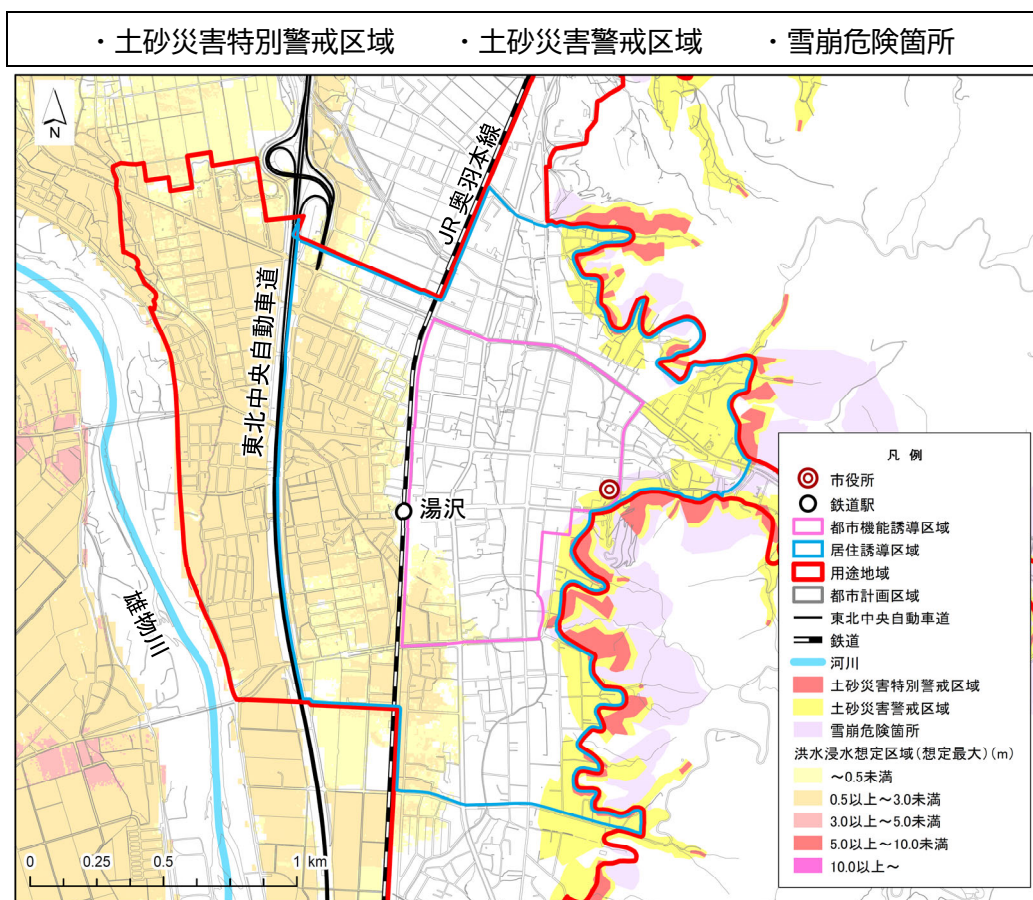


図 1 5 誘導区域周辺における土砂災害特別警戒区域等の指定状況

※「居住誘導区域から除外する区域」は区域が新たに指定された場合も除外します

5. 誘導施設の設定

市域全域を支える中枢機能と湯沢地域の市民生活を支える機能として、中央拠点に求められる機能を整理し、現在の対象施設の立地状況を踏まえたうえで、計画期間内に誘導する施設を設定しました。

【誘導施設一覧】

区 分	施設名	定義
健康福祉施設	健康増進施設	文部科学省健康増進施設認定規程及び同規程に準ずる施設
子育て支援施設	子育て支援総合センター	湯沢市子育て支援総合センター条例に示す事業を実施する施設
商業施設	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が1,000㎡を超えるもので、生鮮食料品を扱うもの
教育・文化施設	図書館	図書館法第10条に基づき設置される施設
	生涯学習センター	湯沢市生涯学習センター条例に基づき設置される施設

6. 誘導施策の設定

居住誘導区域へ居住、都市機能誘導区域へ誘導施設を誘導するための誘導施策を設定しました。

1) 居住を誘導するための施策									
届出制度の運用による誘導施策	○居住誘導区域外の特定の開発行為・建築行為に対して市への届出を義務づけます。 ■届出対象となる行為 <table border="0"> <tr> <td>【開発行為】</td><td>【建築行為】</td></tr> <tr> <td>① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為</td><td>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</td></tr> <tr> <td>② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</td><td>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</td></tr> </table>	【開発行為】	【建築行為】	① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合	② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合		
【開発行為】	【建築行為】								
① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合								
② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合								
良好な居住環境形成に向けた施策	○道路整備や良好な歩行空間整備を推進し、民間の宅地供給を促します。								
必要に応じて検討を行う施策等	○立地適正化計画の運用に基づく目標達成状況を継続的に確認しながら、必要に応じて「住宅取得支援」、「住宅供給支援」、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給支援」等の施策を検討します。								
2) 都市機能を誘導するための施策									
届出制度の運用による誘導施策	○都市機能誘導区域外の特定の開発行為・建築行為に対して市への届出を義務づけます。 ■届出対象となる行為 <table border="0"> <tr> <td>【開発行為】</td><td>【建築行為】</td></tr> <tr> <td>① 誘導施設を含む建築を目的とする開発行為</td><td>① 誘導施設を含む建築物を新築する場合</td></tr> <tr> <td></td><td>② 建築物を改築し誘導施設を含む建築物とする場合</td></tr> <tr> <td></td><td>③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</td></tr> </table>	【開発行為】	【建築行為】	① 誘導施設を含む建築を目的とする開発行為	① 誘導施設を含む建築物を新築する場合		② 建築物を改築し誘導施設を含む建築物とする場合		③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
【開発行為】	【建築行為】								
① 誘導施設を含む建築を目的とする開発行為	① 誘導施設を含む建築物を新築する場合								
	② 建築物を改築し誘導施設を含む建築物とする場合								
	③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合								
国等が直接行う施策	○民間事業者が誘導施設を有する建築物の整備に関する事業計画を作成し、国土交通省大臣が認定した場合に民間都市開発推進機構による金融支援の対象となります。								
誘導施設の整備に向けた施策	○誘導施設の立地を促進する、民間事業者による市街地再開発事業等を支援・推進します。 ○「湯沢市公共施設再編計画」の対応方針に基づき、湯沢駅周辺の市有地を活用し、子育て支援施設、生涯学習センター、図書館等について複合化を図ります。								
誘導施設のアクセス性を改善する施策	○都市機能誘導区域へのアクセス性改善や都市機能誘導区域内の歩行空間ネットワークを形成する都市基盤整備を推進します。								
中心市街地の活力向上に向けた施策	○「湯沢市中心商店街等振興条例」に基づき、活性化イベントの支援や商店街組合が実施する空き店舗対策を支援します。								
3) 公共交通に関する施策									
公共交通の利便性向上	○交通拠点の待合空間の確保や、交通空白地域における移動手段の確保のため、中心市街地や地域の中核病院への直通便の検討を行います。								
新たな移動手段の検討	○自家用有償旅客運送制度等による新たな移動手段を検討します。								
4) その他まちづくりに関する施策について									
雪対策への支援	○特別豪雪地帯である本市において、冬期間も安心して生活ができる住環境の形成を図るため、雪対策への支援を行います。								
空き家等の除却・活用支援	○居住環境の改善や既存ストックを活用した住宅立地を支援するため、空き家等の除却支援、空き家の活用支援を行います。								
災害リスク回避・低減に向けた移転支援	○災害リスク回避・低減に向けた移転支援、移住・定住促進を目的とした支援を行います。								
移住・定住促進を目的とした支援	○移住・定住を促進するため、ホームページやSNS等で情報発信をします。								

7. 防災指針

1) 防災指針の概要

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

近年、激甚な水災害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響による自然災害のさらなる頻発化・激甚化が懸念されています。

国では、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を図ることを目指すため、令和2年9月に都市再生特別措置法を改正し、都市の防災に関する機能を確保するための指針（防災指針）を立地適正化計画に位置づけることを決めました。

本市においても、立地適正化計画において居住誘導を図るうえで、防災指針の作成により、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、安全・安心なまちづくりの実現に向けた取組やスケジュール等を定めるものとします。

2) 防災指針の位置づけ

立地適正化計画の一部であり、上位計画である『湯沢市総合振興計画』や『湯沢都市計画区域マスタープラン』に即し、防災関連計画である『湯沢市国土強靱化計画』及び『湯沢市地域防災計画』との連携・整合を図ります。

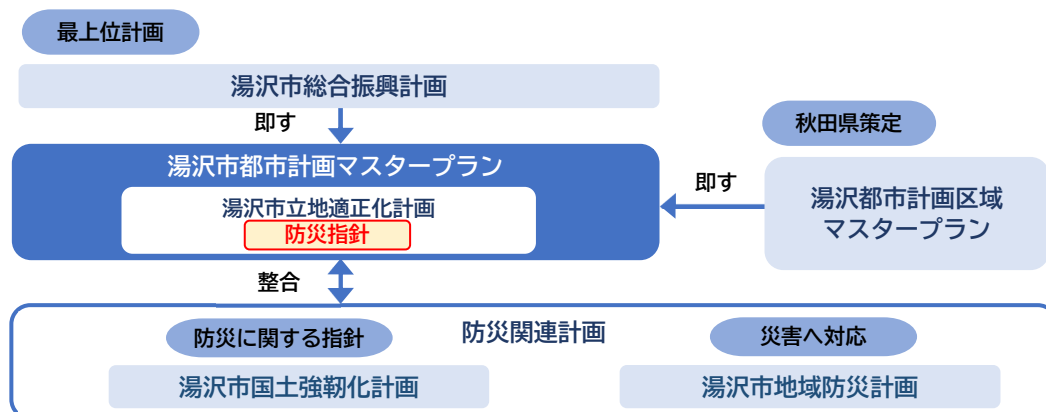


図16 防災指針の位置づけ

3) 対象とする災害と分析イメージ

「土砂災害・雪害」及び「洪水」とし、災害ハザード情報と都市の情報との重ね合わせを行うとともに、市民の声を取り入れ、防災まちづくりの課題を整理します。

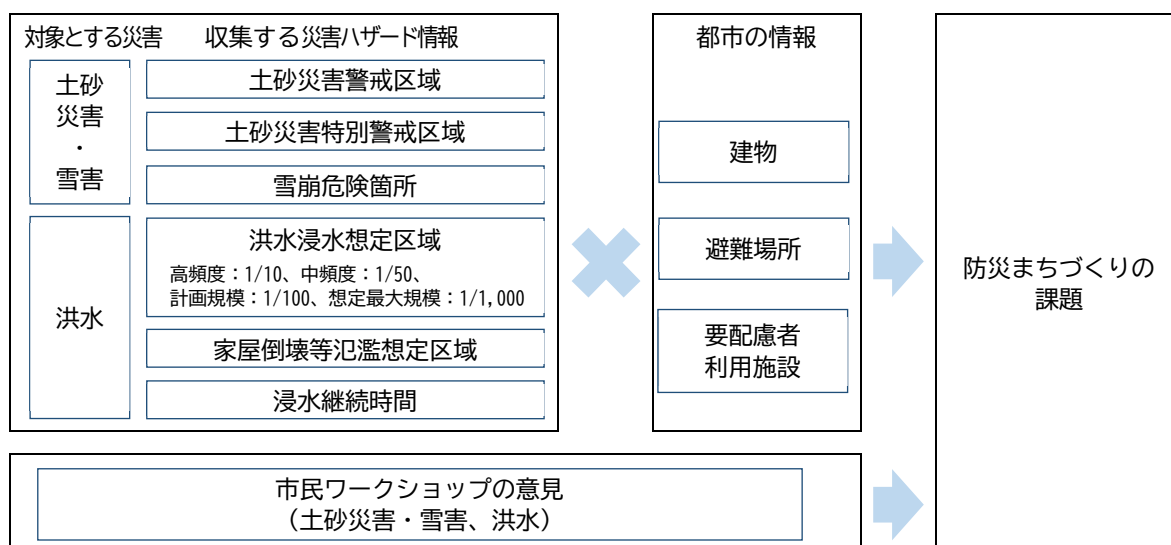


図17 防災まちづくりの課題整理のイメージ

4) 防災まちづくりにおける課題

- 用途地域のうち、東側の山際を中心に土砂災害警戒区域等が分布しています。
- 用途地域のうち、湯沢駅西側のエリアは洪水浸水想定区域（想定最大規模）で 0.5m 以上～3.0m 未満が想定されており、床上浸水のおそれがあります。
- 道路幅員が狭い箇所があるため、避難行動に影響を及ぼさないよう交通の確保が必要です。
- 市民の防災意識向上に向けた情報共有が必要です。
- 高齢者や障がい者、妊婦や子どもなど、一人での避難が困難な方への支援等が必要です。



図 18 災害リスクの分布状況

5) 防災まちづくりの将来像と取組方針

防災指針が「居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」であることを前提に、ハード・ソフトの両面からの対策、さらには自助・共助・公助を適切に組み合わせた対応により、地域全体での防災力の向上を図ります。

災害リスクの回避・低減を図り、安全で災害に強いまちづくりの実現を目指すうえで、河川管理者に対しては、河川改修等の早期実施を働きかけるとともに、ハザードマップの配布等による住民周知や防災体制の強化等に取り組み、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害最小化と迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づく防災対策を実施するものとします。

地域の防災力を高め、ハード・ソフト一体となった 防災・減災対策による持続可能なまちづくりの推進

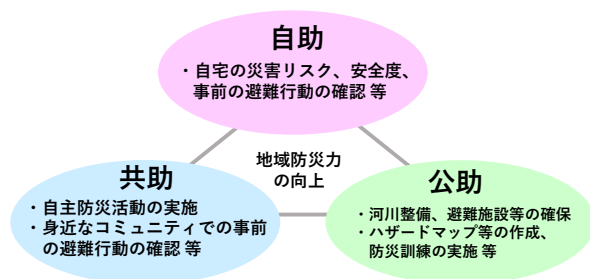


図19 平常時の取組イメージ

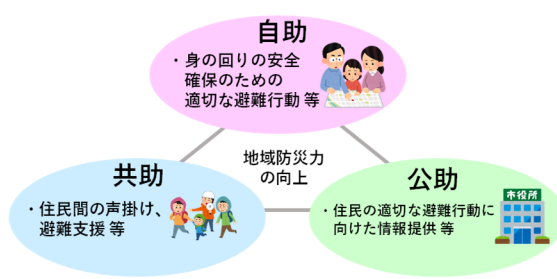


図20 災害時の取組イメージ

6) 誘導区域の精査

居住誘導区域に残存する災害リスクは、湯沢駅の西側に洪水浸水想定区域（想定最大規模）が存在しています。

一方で、湯沢駅の西側のエリアは、人口の集積がみられるほか、多様な都市機能が立地する都市機能誘導区域と隣接しており、居住誘導区域から除外することは、今後の持続的なまちづくりの発展に大きな支障が生じるおそれがあります。

また、洪水は事前の避難行動が可能であるほか、当該エリアは洪水浸水想定区域（想定最大規模）において浸水深が3.0m未満であることから垂直避難も選択肢として考えられ、地域防災力向上の取組により被害リスクの回避・低減が可能と考えられます。

よって、当該エリアは誘導区域から除外せず、住宅等の立地誘導を図っていくこととします。



図21 洪水浸水想定区域(想定最大規模)と建物の分布状況

7) 防災に関する施策と取組スケジュール

防災まちづくりの将来像や取組方針を踏まえ、ハード・ソフト一体となり、災害リスクの回避及び低減に必要な取組を設定しました。

表 1 防災に関する施策と取組スケジュール

災害種別	方針	施策番号	施策	主体	実施地域	実施時期		
						短中期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
土砂災害・雪害	リスクの回避	①	誘導区域から災害リスクの高いエリア（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、雪崩危険箇所等）の除外	市	誘導区域			
		②	災害リスクの高いエリア（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、雪崩危険箇所等）からの移転支援	市	ハザードエリア			
	リスクの低減（ハード）	③	土砂災害防止施設の整備の推進	国・県・市	ハザードエリア			
		④	周辺に指定緊急避難場所が立地していないエリアにおける、民間施設等の活用も視野に入れた指定緊急避難場所の検討	市・民間	ハザードエリア			
	リスクの低減（ソフト）	⑤	道路除排雪等による冬期の交通確保	国・県・市・民間	全市			
		⑥	雪下ろし事故防止対策の推進	県・市	全市			
洪水	リスクの回避	⑦	誘導区域から家屋倒壊等氾濫想定区域の除外	市	誘導区域			
		⑧	誘導区域外の災害リスクの高いエリア（洪水浸水想定区域（想定最大規模）3.0m以上のエリア、家屋倒壊等氾濫想定区域等）から誘導区域内への移転支援の検討	市	誘導区域外のハザードエリア			
	リスクの低減（ハード）	⑨	堤防整備及び河道掘削等による浸水被害対策	施設管理者	各河川流域			
	リスクの低減（ソフト）	⑩	周辺に指定緊急避難場所が立地していないエリアにおける、民間施設等の活用も視野に入れた指定緊急避難場所の確保の検討	市・民間	ハザードエリア			
		⑪	自身の住まい等における浸水深等の災害リスクを踏まえた適切な避難行動の周知及び実施	市・市民	ハザードエリア			
		⑫	まるとまちごとハザードマップによる洪水標識の設置	市	全市			
共通	リスクの低減（ハード）	⑬	幹線道路等の整備（老朽化対策、防災対策）	道路管理者	全市			
		⑭	生活道路や狭あい道路の拡幅整備	道路管理者	全市			
		⑮	空き家対策の推進	市	全市			
	リスクの低減（ソフト）	⑯	高齢者等、災害時の要援護者のための個別避難計画（災害時要援護者避難支援プラン）の作成	市・市民	全市			
		⑰	要配慮者利用施設の避難確保計画策定の推進	市・民間	全市			
		⑱	市民自らの避難体制の強化（避難訓練の実施等）	市・市民	全市			
		⑲	居住者以外（通勤・通学、観光客等）の避難体制の確保（企業や学校、観光協会等との連携による指定緊急避難場所等の周知等）	市・学校・民間	全市			
		⑳	メディアとの連携による災害情報の提供	市・メディア	全市			
		㉑	情報伝達手段の継続的な維持管理（Jアラート、防災行政無線、登録制メール等）	市	全市			
		㉒	市民の防災意識向上のための支援（出前講座等の実施）	市・市民	全市			
		㉓	自主防災組織の結成支援及び育成	市・市民	全市			
		㉔	誘導区域における災害リスクの周知徹底	市	全市			

8. 目標の設定と進行管理

1) 目標値の設定と期待する効果

本計画では、“人口が減少する中であっても、市街地の多様な機能を守り・活かすことで湯沢市全域の生活・文化を支えるまちづくりを展開すること”を目標に、居住と都市機能の誘導を図り、持続可能でコンパクトな都市形成を目指しています。その実現に向けた目標値を設定するとともに計画推進により期待する効果を設定しました。

【目標値①】 居住誘導区域の住宅立地戸数

○目標年次（2038 年度）までに年間平均 21 戸以上の住宅立地を目指します。

【目標値②】 都市機能誘導区域内の都市機能の確保

○中央拠点に求められる 15 種類の機能・施設（現在 10 種類が立地）を目標年次（2038 年度）には、13 種類の確保を目指します。

○不足する 2 種類の機能（病院と文化会館）は、公共交通による連絡を維持することで機能を確保します。

【目標値③】 湯沢駅利用者数の維持

○市内の公共交通の結節点である湯沢駅利用者数（湯沢駅自由通路日平均利用者数）について、1,187 人/日以上を維持します。

【目標値④】 自主防災組織率の向上

○目標年次（2038 年度）までに自主防災組織率 100%を目指します。

【期待する効果】

○都市計画区域内の平均地価の下落抑制

○公共サービス（生涯学習や子育て支援機能）の効率性向上

○湯沢駅と地域拠点や雄勝中央病院を連絡する市内バス路線の維持

○災害発生時の被害の低減

2) 計画管理

概ね 5 年ごとに施策や事業の実施状況、設定した目標値の達成状況を点検評価し、社会情勢の変化についても把握した上で、必要な計画内容の見直しを行うとともに、関係部局と連携・調整を図りながら、施策内容の見直しや新たな施策の検討などを行います。

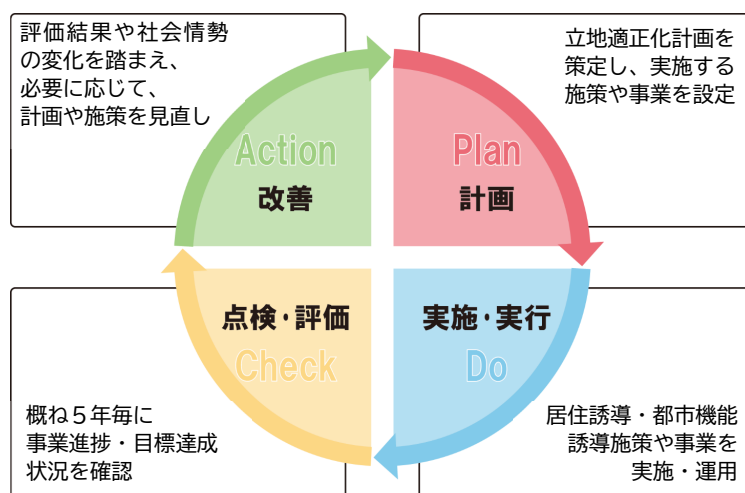


図 2 2 計画管理における PDCA サイクルのイメージ